

発議第1号

愛西市子ども医療費支給条例等の一部を改正する
条例の制定について

このことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条第2項及び愛西市議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

平成27年2月26日提出

提出者 愛西市議会議員

真野和久

賛成者 愛西市議会議員

加藤敏彦

愛西市議会議員

河合克平

愛西市議会議長 鬼頭勝治 殿

提案理由

通院についても医療費助成を中学卒業まで拡大し、子どもの健康を守り、子育て世代の支援を拡充する。

愛西市子ども医療費支給条例等の一部を改正する条例

(愛西市子ども医療費支給条例の一部改正)

第1条 愛西市子ども医療費支給条例（平成17年愛西市条例第98号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項及び第3条第2項を削る。

第4条第1項中「（後期就学児については、入院に係る給付に限る。）」を削る。

第5条中「又は前期就学児」を「、前期就学児又は後期就学児」に改める。

第7条第1項中「又は前期就学児」を「、前期就学児又は後期就学児」に改め、同条第3項を削る。

(愛西市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正)

第2条 愛西市母子・父子家庭医療費支給条例（平成17年条例第99号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項5号中「又は前期就学児」を「、前期就学児又は後期就学児」に改める。

(愛西市障害者医療費支給条例の一部改正)

第3条 愛西市障害者医療費支給条例（平成17年条例第105号）の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「又は前期就学児」を「、前期就学児又は後期就学児」に改める。

附 則

- 1 この条例は平成27年10月1日から施行する。
- 2 第1条による改正後の愛西市子ども医療費支給条例中、施行の日において、新たに第5条に該当し受給者になる者は、条例の施行前においても第5条に規定する申請をすることができる。